

伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション指定訪問看護事業運営規程  
(医療保険)

(事業の目的)

第1条 伊賀市(以下「本事業者」という)が設置する伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション(以下「本事業所」という)において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するようになるとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション

(2) 所在地 三重県伊賀市四十九町831番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師1名(常勤職員)

管理者は、指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員：看護師4名(うち1名は管理者兼務、1名は非常勤)

看護職員は、主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(3) 事務職員：1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。

- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明するものとする。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。
- (3) 訪問看護報告書の作成を行う。
- (4) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 その他の利用料として次の額の支払いを受ける。
  - (1) 営業時間内で90分を超える訪問看護料金：30分あたり1,000円
  - (2) 営業時間外の訪問看護料金：設定なし
  - (3) 営業日以外の訪問看護料金：1回あたり2,000円
  - (4) 死後の処置料：10,000円
- 4 訪問看護に要した交通費、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。  
なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - (1) 本事業所から片道5キロメートル未満・・・100円
  - (2) 本事業所から片道5キロメートル以上10キロメートル未満・・・300円
  - (3) 本事業所から片道10キロメートル以上・・・500円
  - (4) 公共交通機関利用は、実費負担
- 5 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料（個別の費用ごとに区分）の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は伊賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を年1回以上、また会議は月1回以上設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(非常災害時の対応)

第13条 本事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。

- 2 本事業所は災害が発生した場合、従業員の安全及び利用者の安否情報を確保するために発生状況により災害対応マニュアル、事業継続計画に基づき適切な措置を講じる。

- 3 本事業所の使用状況、従業員の生命の安全確保ができ活動体制が整い次第、利用者の安全確認を行い状況に応じ対応する。
- 4 本事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携などを随時確認する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- (4) その他虐待を防止に関する必要な措置

- 2 本事業所は指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は擁護者（利用者の家族等現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 本事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い措置を講じなければならない。

- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントへの対応)

第16条 本事業所は、適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの及びその家族等からの要求等について、その内容が著しく妥当性を欠き、又その要求が通念不相当なものであって、当該対応手段等において、看護職員等の就業環境が害されるものをいう）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規定は平成25年11月1日から施行する。

平成28年1月25日 改正

平成28年6月1日 改正

令和6年4月1日 改正